

令和5年4月26日

岡山県立津山工業高等学校長
高 林 康 徳

令和5年度 岡山県立津山工業高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校に設置する部活動

(1) 運動部活動(16)

水泳、硬式野球、剣道、柔道、陸上競技、バレーボール、サッカー
バスケットボール、ソフトテニス、ラグビー、ハンドボール、卓球
弓道、スキー、軟式野球、バドミントン

(2) 文化部活動(12)

吹奏楽部、写真部、美術部、書道部、演劇部、建築研究部、土木研究部、
メカニック部、化学部、アーツアンドクラフツ部、電子工作部、家庭科同好会

2 目 標

- (1) 同じ目的をもった集団のなかで、技術力、体力の向上だけでなく、自己肯定感やコミュニケーション能力等を高めるとともに社会性を養う。
- (2) 運動することの楽しさや体力向上につながるような運動習慣確立への資質、能力を養う。(運動部)
- (3) 生徒が生涯にわたって芸術文化の活動に親しむ基盤を養う。(文化部)

3 部活動の運営について(校内での取り決め事項等)

(1) 休養日

- ・原則、週2日休養日を設けることとする。なお、その内1日は土日のどちらかとする。
- ・考查期間中(定期考查1週間前)の練習は17時完全下校、考查中の練習時間は考查終了後1時間程度とする。また、考查期間・考查中の休日の練習は原則禁止とする。ただし、考查期間中、または考查終了日より10日以内に大会及び発表会などがある場合は、「部活動時間延長届」を生徒課に提出し、練習時間を延長、また休日の練習を行うことができる。

(2) 活動時間

- ・平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

(3) 遠征、合宿等

- ・遠征を実施する場合は、生徒派遣申請書を部活動審議会に諮る。
- ・合宿を実施する場合は、合宿届に必要事項を記入し、原則として1ヵ月前に部活動審議会で承認を得る。

(4) 大会参加

- ・大会参加は、高体連、高野連主催大会への参加を原則とし、事前に派遣申請書を提出して承諾を得る。その他の団体が主催する大会への参加についても同様とする。

4 その他

(1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組

- ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・6、9月：部活動に係る体罰・暴言・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

(2) 部活動顧問会議について

- ・年度始めに顧問会議を実施し、各部の要望や課題について確認するとともに共通理解を図る。

(3) 部費の取り扱いについて

- ・部費等、取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。
- ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(4) その他

- ・顧問は、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。
- ・顧問は、保護者に対して活動計画の連絡と報告を行い、理解と協力を得ることができるよう努める。

(別紙)

「令和5年度 岡山県立津山工業高等学校 部活動に係る活動方針」例外規定

○ 活動方針の「3 (1) 休養日」について、次のとおりとする。

ア 本校の特色づくりの観点から、次の部活動については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

剣道部

柔道部

バレーボール部 (男子のみ)

ラグビー部

吹奏楽部

イ 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

硬式野球部

バスケットボール部

ソフトテニス部

弓道部

バドミントン部

サッカー部

卓球部

軟式野球部

○ 活動方針の「3 (2) 活動時間」について、次のとおりとする。

特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限として活動することを認める。ただし、この場合においても、週当たり活動時間の上限は16時間程度とする。

硬式野球部

剣道部

バレーボール部 (男子のみ)

ソフトテニス部

陸上競技部

スキー部

○ これらの規定はあくまで例外であり、今後、原則的な取扱いに向けて、定期的・継続的に協議を行うものとする。